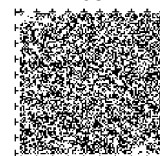


○身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳	
□身体障害者手帳の交付を受けられる方	3
□療育手帳の交付を受けられる方	4
□精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられる方	5
○公共料金などの割引	
□鉄道・航空・バス	6
□タクシー	7
□点字郵便物及び特定録音物等郵便物	7
□青い鳥郵便葉書	7
□有料道路	8
□NHK放送受信料	9
□NTT無料番号案内	9
□携帯電話	9
○税金の控除や減免	
□所得税・市県民税	10
□相続税	10
□贈与税	11
□消費税及び地方消費税	11
□個人事業税	11
□自動車税等	12
□軽自動車税	17
○年金と手当	
□障害基礎年金	18
□特別障害給付金	18
□特別障害者手当	19
□障害児福祉手当	19
□重度心身障害者福祉金	19
□重度心身障害児福祉金	19
□要介護老人介護手当	20
□特別児童扶養手当	20
□児童扶養手当	20
□人工透析通院患者通院交通費助成	21
□指定難病患者等見舞金	21
□重度心身障害者交通費助成	22
□心身障害者扶養共済制度	22
□身体障害者奨学資金	23
○医療	
□重度心身障害者医療費給付事業	24
□後期高齢者医療制度	26
□指定難病医療費助成制度	27
□小児慢性特定疾病医療費助成制度	27
□小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	27
□自立支援医療	
・更生医療	28
・育成医療	28
・精神通院医療	28
○障害者総合支援法及び児童福祉法	
□障害福祉サービス等	29
□補装具	35
□軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	35
□地域生活支援事業	
・移動支援	36
・日中一時支援	36
・日常生活用具	37
・訪問入浴サービス	40
・点字指導員の派遣	41
・手話通訳者の派遣	41
・要約筆記者の派遣	41
・障害者相談支援事業	42
・いわき基幹相談支援センター	42
・自動車操作訓練費の補助	43
・自動車改造費の補助	43
・地域活動支援センター	43
・更生訓練費	44
・スポーツ・レクリエーション教室	44
・地域生活支援コーディネーター事業	45
・緊急一時宿泊事業	45
○緊急の連絡や災害のとき	
□SOSメール110番	46
□ファックス110番	46
□FAX119	46
□Net119緊急通報システム	47
□Live119映像通報システム	47

□防災アプリ	47
□防災ラジオ	48
□安心サポートカード	48
□聴覚障がい者緊急連絡事業	48
□緊急通報システム	48
□重度身体障害者福祉電話の貸与	49
□避難行動要支援者避難支援制度	49
□救急医療情報キット配布	49
○在宅福祉サービス	
□在宅重度障害者医療器材等給付事業	50
□郵便による不在者投票	51
□グループホーム家賃補助事業	51
□配食サービス	52
□訪問理美容サービス	52
□家族介護用品給付	52
□住宅改造支援（リフォーム）事業	53
□寝具乾燥消毒サービス	55
□在宅生活訓練 （中途視覚障がい者緊急生活訓練事業）	55
○社会参加・就業支援のためのサービス	
□障害者就業・生活支援センター	56
□公共職業安定所（ハローワーク）	56
□公共施設使用料の免除	57
□社会福祉協議会による移送車両の貸し出し	57
○子どもの療育などを支援するサービス	
□園児のためのこども発達相談会	58
□教育相談「かけはし」	58
□障がい児保育	58
□医療的ケア児等コーディネーターによる相談支援	59
□放課後児童クラブ	59
□児童福祉法に基づく障害児通所支援サービス	59
□児童発達支援センター	59
□障害児（者）地域療育等支援事業	59
□いわきサポートブック	59
○その他	
□障がい者虐待防止センター	60
□電話リレーサービス	60
□広報いわき・いわき市議会だより	60
□録音図書・点字図書の貸出と対面朗読サービス	61
□日常生活自立支援事業（あんしんサポート）	62
□障がい者歯科診療所	62
□成年後見制度	63
□生活福祉資金	64
□おもいやり駐車場利用制度	67
□見えづらさの相談会（視覚障がい者相談会）	69
□精神科救急電話相談	69
□LINE相談「こころつなぐ@福島」	70
□こころの健康相談窓口	70
□マイナ保険証での受診が難しい方の資格確認書の交付	71
□投票支援カード	71
○福祉施設等	
□おとなの施設等	72
□こどもの施設	79
□その他の施設	84
○相談の窓口	
□地区保健福祉センター・市役所・支所	85
□保健所・教育委員会・児童相談所・公共職業安定所	86
□いわき障がい者相談支援センター	86
□いわき基幹相談支援センター	86
□障害者就業・生活支援センター	87
□指定特定相談支援事業者	87
□指定障害児相談支援事業者	89
□指定一般相談支援事業者	89
□民生児童委員・障がい者団体一覧	90
□保健福祉部・こどもみらい部の組織	91
□安心サポートカード（様式）	93
□おもいやり駐車場のマーク	95
□障がい者に関するマーク	95



介護保険サービスと障がい者福祉サービスとの関係について

平成12年からスタートした介護保険制度により、①「65歳以上の方」及び②「40歳から64歳までの方のうち、特定の疾病（脳血管障がいや認知症など）により介護が必要な方」は、介護保険によるサービスを利用できることになりました。

このため、身体障害者手帳等をお持ちの方が、①・②の対象となり、要介護認定（要支援1・2、要介護1～5）を受けられた場合、障がい者福祉制度と重複するサービス（ホームヘルプサービスや、車椅子、ベッドの利用など）は、介護保険を優先して利用することとなります。

この「暮らしのおてつだい」の内容には、障がい者福祉サービスと介護保険によるサービスが重複する部分があり、サービスを利用する際に介護保険を優先となる場合がありますのでご注意ください。

また、サービスが重複する部分については、以下のページに記載されています。

29ページ	障害福祉サービス等
35ページ	補装具の一部（車椅子、歩行器など）
37～40ページ	日常生活用具の一部（特殊寝台、便器など）
40ページ	訪問入浴サービス
54ページ	住宅改造支援（リフォーム）事業

